東海村選挙管理委員会会議録

開催日:平成29年8月21日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年8月21日(月) 午後1時30分から午後2時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件

議案第64号 公職選挙法第28条の抹消者について

議案第65号 東海村長選挙における選挙人名簿への登録について

議案第66号 東海村長選挙における選挙人名簿の調製について

議案第67号 東海村長選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定 について

議案第68号 直接請求の法定数の告示について

議案第69号 選挙運動費用収支報告書の公表方法について

4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫 委 員 伊藤 究 委 員 髙橋 康夫

5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

 書記長
 岡部
 職
 書記長補佐
 山口
 正弘

 書記
 須藤
 博
 書記
 星野
 直

6 会議の書記は次のとおりである。

同上

7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

- ○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。
- **○本多委員長** 本日の議案は、東海村長選挙の選挙時登録に係るもの等6件で、 お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第64号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

- **○須藤書記** 議案第64号は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。
- **○本多委員長** (別冊を回覧後) ただ今,「議案第64号 公職選挙法第28 条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお 願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第64号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇本多委員長** 議案第64号は、原案のとおり可決されました。
- **〇本多委員長** 続いて、「議案第65号 東海選挙における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

- ○須藤書記 議案第65号は、公職選挙法第22条第3項の規定により東海村長選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成29年8月21日(ただし、年齢については、平成29年8月27日)、登録日は平成29年8月21日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成29年5月21日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成11年8月28日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。
- **○本多委員長** (別冊を回覧後) ただ今,「議案第65号 東海村長選挙における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第65号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇本多委員長** 議案第65号は、原案のとおり可決されました。
- **○本多委員長** 続いて、「議案第66号 東海村長選挙における選挙人名簿の 調製について」事務局より説明をお願いいたします。
- ○須藤書記 議案第66号は、公職選挙法第19条第2項の規定により東海村長選挙における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成29年8月の茨城県知事選挙における選挙時登録者数31、017名から20名減の30、997名となりました。20名減の根拠といたしましては、抹消者数が46名、新規登録者数が26名、新有権者数が0名となっています。
- **〇本多委員長** (別冊を回覧後) ただ今, 「議案第66号 東海村長選挙にお

ける選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第66号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

〇本多委員長 議案第66号は、原案のとおり可決されました。

- **○本多委員長** 続いて、「議案第67号 東海村長選挙における選挙運動費用 の法定制限額の決定について」事務局より説明をお願いいたします。
- **○須藤書記** 議案第67号は、公職選挙法第194条の規定により、東海村長 選挙における選挙運動費用の法定制限額を、金4、709、700円と定める ものです。
- **○本多委員長** ただ今,「議案第67号 東海村長選挙における選挙運動費用 の法定制限額の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第67号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇本多委員長** 議案第67号は、原案のとおり可決されました。
- **〇本多委員長** 続いて、「議案第68号 直接請求の法定数の告示について」

事務局より説明をお願いいたします。

- **○須藤書記** 議案第68号は,直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を, 別紙(記載略)のとおり行うものです。
- **○本多委員長** ただ今,「議案第68号 直接請求の法定数の告示について」 事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第68号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇本多委員長** 議案第68号は、原案のとおり可決されました。
- **○本多委員長** 続いて,「議案第69号 選挙運動費用収支報告書の公表方法 について」事務局より説明をお願いいたします。
- ○須藤書記 議案第69号は、平成29年8月27日に行われる東海村長選挙について、公職選挙法第189条の規定により受理した選挙運動費用収支報告書の公表は、東海村選挙管理委員会事務室において閲覧する方法により行うものとするものです。
- **○本多委員長** ただ今,「議案第69号 選挙運動費用収支報告書の公表方法 について」事務局から説明がありましたが,質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

〇本多委員長 議案第69号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

- **〇本多委員長** 議案第69号は、原案のとおり可決されました。
- **〇本多委員長** その他としまして、事務局から何かありますか。
- **〇山口書記長補佐** 次回の選挙管理委員会は、東海村長選挙の立候補の届け出が複数名からあった場合、明日(8月22日)の17時30分から開催し、氏名等掲示の掲載順序を決定するくじを執行する予定ですので、よろしくお願いいたします。立候補者が1名のみの場合には、選挙管理委員会は行いませんので、その場合は連絡をさせていただきます。
- **○本多委員長** 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。 これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時